

5 第三者行為災害関係書類の提出について（事業主） ●▲

元
第 号
平成 年 月 日

殿

労働基準監督署長

第三者行為災害関係書類の提出について

貴事業場所属労働者 殿に係る 発生の
業務・通勤災害については、第三者行為災害として取り扱うこととなりますので、労働者災害
補償保険法施行規則第46条の規定により、第三者行為災害届等下記書類を
平成 年 月 日までにご提出下さい。

記

1. 第三者行為災害届 (4枚1組)

1. 念書 (部)

※ 本件に限らず相手のある災害については、上記届け出が必要となりますので、今後
このような災害が発生した場合は、速やかに提出するようお願いいたします。

なお、届け出に必要な用紙は当署に備え付けてあります。また、記入方法について
も説明しますので、お問い合わせ下さい。

元

労働基準監督署 労災課

TEL: